

## [事案 23-200] 株式割当金等請求

・平成 24 年 3 月 30 日 裁定終了

### <事案の概要>

保険会社の株式会社への組織変更に伴う端数株式部分相当の金銭の送金支払につき、受取口座の変更ができなかったことにより、申立人の手元に残らなかった金額の支払いと、解約を口頭で申出た時点に遡って解約返還金等の支払いをしてほしいとして申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

端数株式部分相当額の送金口座について、平成 2 年 4 月 9 日に変更を申し出た。4 月 19 日の送金日までは 10 日の余裕があるので、保険会社は、口座の変更に応じるべきであったが、これに、応じなかったため、送金額のうち一部が銀行により差し引かれ、自分の手元に残らなかった。よって当該金額を支払ってほしい。(主張①)

この後すぐに、保険契約の解約を口頭で申し出、保険料の支払いを行わなかった。その後、申立契約は保険料自動振替貸付となり翌年 4 月に失効したが、解約を申し出た当時に遡って解約返還金等を支払ってほしい。(主張②)

### <保険会社の主張>

下記の理由から、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 株式会社への組織変更に伴い、対象者に対して前年 11 月に、「割当株式数のお知らせ」を送付し、端数部分相当金銭を 4 月中旬以降、当社の指定する金銭受取口座に送金する旨、また受取口座を変更する予定がある場合には 2 月までに申出の必要がある旨の連絡をした。多数の支払いを確実に公平に行うための措置として、口座変更に関する申出に期限を区切るのは、必要かつ合理的である。
- (2) 申立人が、4 月に、電話により申立契約を解約したい旨を申出たことから、同月と 6 月に、解約請求書等の書類を送付したが、申立人より、解約請求書の提出はなされなかった。解約返還金の請求は、書面によるべきことが約款で規定されており、必要な書類を申立人に送付している。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された書面の内容にもとづき審理した結果、下記のとおり、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続を終了した。

#### (1) 主張①について

保険会社の株式会社化に当たり、多数の契約者に対して、一定期間内に公平、確実に迅速に金銭の支払いを滞りなく実施する目的で、受取口座の変更に関する申出に期限を区切ることは合理性があり、その期限として、送金の約 2 か月前とすることは、送金を要する契約者数からすると、相当と認められる。

申出期限を徒過した申立人の変更申出を受けずになされた保険会社の送金は適法と

いえ、主張①は認められない。

なお、申立人の手元に残らなかったとする金額は、同人の金融機関に対する債務の返済に充てられていることが窺え、申立人に、損失が発生したと認めることはできない。

(2) 主張②について

保険契約は、いわゆる附合契約【注】で、約款の記載に従って契約内容が定めらる。申立契約の約款では、保険契約者が解約返還金を請求するときは、「会社所定の書類を提出してください」と規定されており、会社所定の解約返還金請求書等を定めている。

本件において、申立人は口頭で解約の申出をしたに過ぎず、約款で必要とする手続を具備していないことは明らかで、主張②は認められない。

【注】 附合契約とは、大量かつ定型的取引において、契約当事者の一方が予め定めた 契約条項（普通契約約款）を、相手方が包括的に承認することによって成立する契約のことです。相手方は約款の各条項の内容を具体的に知らなくても約款に拘束されると解されています。